

(請求人) 殿

立川市監査委員 村木 良造
" 佐藤 みち子
" 中島 光男

職員措置監査請求監査結果について(通知)

平成25年12月17日付で提出された地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について、監査結果を同条第4項の規定により下記のとおり通知します。

記

第1 請求人

住所・氏名略

第2 請求の受理

平成25年12月17日付で提出のあった本件請求については、法第242条の要件を具備しているものと認め、平成25年12月19日(補正 平成26年1月14日)にこれを受理した。

第3 監査の実施

1 請求の趣旨(措置請求書の原文のとおり)

立川市では、平成21年度から平成25年度の駐車場指定管理者募集にあたり、市への納付金につき、「料金収入から指定管理業務にかかる必要経費を差し引いた事業収益については、別紙1-3で示した金額(140,000,000円)を基本納付額として市に納付し、基本納付額を超える収益が確保された場合は一定割合を市に納付し、残は指定管理者の収益とする。割合は応募者の提案とする。」とし、収支計画書総括表も上記内容に沿った指定様式とした。

選考の結果、「基本納付額を超える収益があった場合、80%を市に納付すること」を提案した〇〇〇株式会社（なお、平成23年5月1日付で〇〇〇株式会社は持株会社へ移行し、当該持株会社の100%子会社たる承継会社、□□□株式会社へ事業譲渡された。このため、□□□株式会社に対し、公募によらない指定管理者の再指定が行われた。よって、以下、〇〇〇株式会社及び□□□株式会社を「現指定管理者」と言う。）が、事業者として指定された。

ところが、情報公開請求により、立川市より開示された基本協定では、第31条において「基本納付額を超える収益が確保された場合は、その超過金額の100分の80に相当する額を甲（立川市）に返納する」と規定する一方、年度協定では、第3条において「利用料金の年額が260,000,000円（消費税及び地方消費税を含む、内訳基本納付金140,000,000円、管理経費120,000,000円）を超過した場合は、その超過金額の100分の80に相当する額を甲（立川市）に返納する」と規定されており、実際の納付は、年度協定の計算に基づき行われている。

しかしながら、基本協定第30条第2項にある260,000,000円は、「指定管理者の責めに帰すことができない事由」の発生を前提とした、基本納付額を変更する場合の基準であり、追加納付額発生基準とする理由がない。

また、追加納付額の計算方法は、既に基本協定第31条に規定されており、年度協定において別途規定をする必要もない。

この点につき、立川市は、平成26年度以降の指定管理者募集の際、弊社からの質問に対し、「260,000,000円を基準としたのは、現指定管理者の提案によるもの」と回答しているが、現指定管理者の提案書には、指定様式である収支計画書（総括書）が添付されており、提案書中「4-4 効率的な運営に関する考え方」箇所において、市への納付金にかかる超過収益の割合に関する特別な記載はない。

また、選定審査会でのプレゼンテーションの場でも、収支計画に関する質問に対し、現指定管理者は「2億8千万円の収入のうち、経費1億2千万円と基本納付1億4千万円を差し引いた残額、2千万円を8対2で分配して、8割を市に納付する」といった趣旨の説明をしており、収入が260,000,000円を超過した場合、追加納付料を支払うとの提案内容は確認できない。

更に、協定締結の直前である、平成21年3月11日開催の環境建設委員会で配布された基本協定案第30条及び第31条は、260,000,000円を基本納付金変更、或は追加納付額発生基準とする内容ではない。

立川市の主張するとおり、追加納付額の発生基準を260,000,000円とするのが現指定管理者の提案によるものであれば、260,000,000円を基準とする内容の基

本協定案が作成されると考えるのが自然であり、市の説明は不自然である。

また、年度協定第 3 条では、260,000,000 円の内訳として、管理経費を 120,000,000 円としているが、実際の管理支出は、現指定管理者の管理初年度にあたる平成 21 年度を除き、100,000,000 円にも満たない。

にも拘らず、金額の見直し等はなされておらず、追加納付額発生基準の内訳として不相当であり、現指定管理者の利益を重視し過ぎている。

以上の理由により、平成 21 年度から平成 25 年度に立川市と現指定管理者との間で締結された年度協定中、追加納付額に関する規定は、違法又は不当な契約の締結に該当し、無効である。

仮に、上記規定が有効であるとしても、基本協定第 31 条と年度協定第 3 条により算出される追加納付額は異なり、両規定には、矛盾ないし齟齬が生じている。基本協定第 12 条第 2 項によれば、矛盾ないし齟齬が生じた場合、基本協定が年度協定に優先するから、追加納付額の計算は、基本協定第 31 条によるのが妥当であり、年度協定第 3 条に基づき計算・納付された追加納付額は失当である。

基本協定第 31 条の計算方法に基づけば、追加納付額は、平成 21 年度 156,890,280 円、平成 22 年度 176,992,965 円、平成 23 年度 180,043,866 円、平成 24 年度 177,791,254 円であるが、実際には、平成 21 年度 151,844,813 円、平成 22 年度 157,256,521 円、平成 23 年度 156,084,137 円、平成 24 年度 153,936,991 円しか納付されておらず、それぞれの差額合計 72,595,904 円の損害が立川市に発生している。

よって、請求人は立川市に対し、72,595,904 円を現指定管理者に請求することを求める。

また、平成 25 年度分については、上記計算に基づく差額分を、平成 26 年 4 月 30 日を納付期限とする最終回の請求額に加算することを求める。

なお、平成 21 年度から平成 24 年度の年度協定締結より 1 年を経過しているが、請求人が上記事実を知ったのは、平成 25 年 7 月 13 日付でなした公文書公開請求に対する、平成 25 年 7 月 30 日付の立川市の公開決定後であり、それ以前に請求人が上記事実を探知することは不可能であるから、本請求には地方自治法第 242 条第 2 項但書の「正当な理由」がある。

2 資料（事実証明書）

(1) 「立川市駐車場指定管理者募集要項」の「6 市への納付金」

(2) 上記募集要項に係る「別紙 1-3」

- (3) 上記募集要項に係る「収支計画書総括表」
- (4) 平成 20 年度第 8 回立川市公の施設指定管理者候補選定審査会会議概要
- (5) 「立川市駐車場指定管理者基本協定書」の第 30 条・第 31 条
- (6) 「立川市駐車場指定管理者年度協定書」
- (7) 立川市営駐車場指定管理者に係る収支表
- (8) 平成 25 年度立川市駐車場指定管理者募集における質問と回答
- (9) 現指定管理者の提案書の「収支計画書（総括表）」
- (10) 現指定管理者の提案書の「4-4. 効率的な運営に関する考え方」
- (11) 平成 20 年 11 月 25 日開催「立川市公の施設指定管理者候補選定審査会」
- (12) 平成 20 年 11 月 25 日開催「環境建設委員会」で配布された「基本協定書(案)」
- (13) 立川市駐車場指定管理者基本協定書の第 12 条第 2 項
- (14) 請求人による平成 25 年 7 月 13 日付公文書公開請求及び立川市からの平成 25 年 7 月 30 日付公文書公開決定通知書

3 監査対象事項

立川市は、平成 21 年度から平成 25 年度の指定管理者との基本協定において基本納付額を 140,000,000 円とし、さらに、基本納付額を超える収益が確保された場合には、超過額の 80 パーセントを立川市に返納すると規定している。

しかし、各年度協定では、基本納付額 140,000,000 円と管理経費 120,000,000 円の合計額 260,000,000 円を超える収益が確保された場合、その超過額の 80 パーセントを立川市に返納すると規定しており、基本協定と年度協定で計算方法が異なっている。基本協定と年度協定において、矛盾ないし齟齬が生じた場合、基本協定を優先するとされている。

また、平成 21 年度を除き、管理経費は 100,000,000 円にも満たない。

以上のことから、追加納付額を算出する基準として、管理経費を 120,000,000 円と規定することは不相当であり、これにより追加納付が行われたことは、違法または不当な契約の締結に該当する。

この結果、基本協定第 31 条の計算方法に基づけば、追加納付額は平成 21 年度から平成 24 年度の合計で、差額 72,595,904 円の損害が立川市に生じている。そこで、立川市は指定管理者に対して当該損害額を請求することを求める。

また、平成 25 年度分については、納付期限の最終回の請求額に追加することを求める。

4 監査対象部課

立川市都市整備部交通対策課を監査の対象とした。

第4 監査の方法

1 請求人の証拠の提出及び陳述

平成26年1月14日、請求人に対し、法第242条第6項の規定に基づき、証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、新たな証拠の提出はなく、請求人は陳述を行った。

また、立会人として関係職員3名が出席した。

2 関係職員の陳述

平成26年1月14日、都市整備部長、交通対策課長、交通企画係長から陳述の聴取を行った。

また、立会人として請求人が出席した。

3 関係部署からの提出書類

- (1) 立川市営駐車場指定管理者募集要項（18～20年度）
- (2) 立川市営駐車場指定管理者募集要項（21～25年度）
- (3) 指定管理者の提案書「立川市駐車場指定管理事業計画書」
- (4) 立川市営駐車場指定管理者基本協定書（18～25年度）
- (5) 立川市営駐車場指定管理者年度協定書（20～25年度）
- (6) 立川市営駐車場年次事業報告書（19～20年度）
- (7) 立川市営駐車場年次事業報告書（21～24年度）
- (8) 指定管理者制度導入ガイドライン（基本編）
- (9) 指定管理者制度導入ガイドライン（実務編）
- (10) 指定管理者利用料金収入調定票（19～24年度）

及び「平成18年度立川市歳入歳出決算書」の写し

第5 監査の結果

1 主文

本件請求について、監査委員の合議により次のように決定した。

本件請求については、請求に理由がないものとして棄却する。

以下、その判断理由について述べる。

2 理由

指定管理者選定時に提出された指定管理者の提案書の「収支計画書」の中で、管理経費額を120,000,000円としている。この提案を基に、超過金額の算定の基準となる金額を年度協定書の第3条に基本納付額140,000,000円と管理経費額120,000,000円の合計額260,000,000円と明確に規定し、これを超える収益が確保された場合、その超過額の80パーセントを立川市に返納するとしている。

さらに、追加納付については、「指定管理者募集要項」の中で、納付金額や納付時期については、年度協定書で定めるとしており、加えて基本協定書の第31条2の「超過収益分の納付回数等の詳細は、年度協定書で定める」を根拠とし、年度協定書に条文第3条を規定し、年度当初に協定を交わしている。

以上のことから、立川市及び指定管理者は、当該指定管理業務を履行するにあたり、適正に定められた「基本協定書」及び「年度協定書」を遵守しており、会計処理においても適正に執行・処理されていることから、「違法又は不当な契約の締結」には当たらないと判断する。